

税制機構問題についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月二十一日

参議院議長 松平恒雄殿

川上 嘉

税制機構問題についての質問主意書

行政機構の改革と官廳職務の能率簡素化が政府において検討せられている由であるが、最近における徴税機構とその運営は、全國民大衆に及す影響大なるものがあるに鑑み、これが対策として既に一部においては、收税廳(仮称)の如き独立官廳としての改革も傳えられ來つたが、極く最近においては行政整理の諸問題と併せて徴税第一線の動搖も甚だしいと傳えられ、ひいては稅務行政の運営にも支障を來たする虞なしとしないので、次の諸点について経過並びにその過程における検討の試案の内容を明らかにされたい。

記

- 一、当初の收税廳(仮称)試案が検討せられたときの、中央、地方の機構及び分課並びに人員配置。
- 二、最近における行政機構の改革案中に盛り込まれている徴税關係の中央、地方の機構及び分課並びに人員。
- 三、徴税機構改革の前提となるべき簡素能率化のための基本となるべき政府の考え方。
- 四、徴税事務の特殊性とその運営についての基本的な考え方。